

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

南あわじ市長 守本 憲弘

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

賀集福井地区

### 2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 3 年 3 月 1 7 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 7 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の利用について、優良農地は食料を生産・確保する場として保全し、小規模農地や耕作放棄地は、集約化、あるいは解消を図り、現在の農地を維持する。“信頼できる農地の中間的受け皿”としての農地中間管理機構を活用し、各農家と協議を重ね、貸し手と受け手のマッチングを進め、肥沃な農地の非耕作地化を阻止できた。今後とも、農地流動化の中で、地域における「人と農地の問題」を解決していくために、農地中間管理機構を活用し、中心となる経営体に農地をどう集積させていくかについて、集落でしっかりと協議をしていくつもりである。

### 6. 地域農業の将来のあり方

福井集落の農家の所得向上と安定化を図るためには、特産野菜である淡路玉葱やレタスの良品安定生産に加えて、他産地にはない新たな魅力を創造していく必要がある。これらは、すでにブランド化されているが、不十分である。優位性を維持していくには？消費者が何を求めているのか？あてにされ、頼られる産地となるのか。玉葱の産地が増えていると聞く。集団営農による機械を使った栽培や販売網を全国的に広める等、今後の特色ある農業として取り組む意義は大きいと考える。